

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

福島国民年金 事案 675

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月及び同年 6 月

私は、申立期間を含む昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料に係る領収証書を所持しているのに、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、昭和 51 年 6 月 14 日から 57 年 5 月 25 日まで国民年金に任意加入し、申立期間は未加入期間となっていることが確認できるものの、申立人が所持する申立期間を含む同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料に係る領収証書には、同年 5 月 24 日の領収印が確認でき、当該領収証書に不自然な点はうかがえない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の還付記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和41年10月1日から42年3月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったと認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年7月1日まで

私は、中学校卒業と同時にA社に就職し、昭和42年6月30日に退職したにもかかわらず、オンライン記録には厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されていないので、同年7月1日に被保険者資格を喪失したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の被保険者資格について、資格取得日（昭和40年4月1日）に係る記載があるのみで、資格喪失日に係る記載は見当たらないところ、当該被保険者名簿には、昭和41年10月の標準報酬月額の改定が記載されている一方、42年10月の標準報酬月額の改定に係る記載は無く、「喪失」と記載されている。

また、複数の同僚が所持する昭和41年11月20日付けの写真により、申立人は、この時点においてA社に勤務していたことが確認できる上、同僚の一人は、「申立人は、私が退職した昭和42年2月末日は、A社に勤務していた。」と述べているところ、42年4月に同社に入社した者は、申立人のことを記憶していない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10

月1日から42年2月末日まで勤務していたと認められることから、資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の昭和41年10月の標準報酬月額の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年3月1日から同年7月1日までの期間に係る申立人の勤務実態については、同僚に照会しても、これを確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和36年3月にA社に入社し、一旦C社に出向した後、申立期間にはA社に戻り、平成20年5月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の履歴書及び複数の同僚の記憶により、申立人が出向先であるC社及び出向元であるA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の履歴書に「昭和48年10月、A社へ復職」と記載されていることが確認できることから、A社における資格取得日を昭和48年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、A社における資格取得日は昭

和 48 年 11 月 1 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和32年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成11年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年4月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和37年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成10年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年3月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和31年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成2年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社からの回答書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、A社B工場に所属していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の昭和40年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成9年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社からの回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「発令日は昭和40年3月21日であった。」と明確に記憶しており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の昭和40年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和27年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の58年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社からの回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社B工場の設置準備から携わっていた上、当時は管理職だったので、一般の従業員より前に着任しており、申立期間においては既に同社同工場に勤務していたと記憶している。」と具体的に述べており、不自然な点も見当たらない上、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、昭和40年4月16日にA社B工場のあるG市に転入したことが確認できることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和32年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成10年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年3月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和33年にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成11年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E工場（現在は、C社F支社）から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年4月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたと認められることから、同社B工場における資格取得日は、同社E工場における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 11 年 1 月から 13 年 3 月までのうちの 6 か月の期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 11 年 1 月から 13 年 3 月までのうちの 6 か月

私は、会社を退職後すぐに国民年金加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間①の記録が未納となっていることは納得できない。

また、申立期間②については、当時収入がかなり減って大変な時期だったが、私の分は都合のつく時に合わせて 6 か月分は郵便局で納付していたにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、勤務していた事業所を昭和 61 年 3 月に退職した後すぐに国民年金の加入手続を行い、当時、自宅に集金に来ていた金融機関の渉外担当者に、夫と二人分の国民年金保険料を預けていたと述べているところ、国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 3 月に払い出されていることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間①のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、前述の加入手続が行われたものと考えられる 63 年 3 月時点で過年度納付となる上、62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料についても、現年度納付の納付期限である同年 4 月までに納付しなければ、過年度納付をすることとなる上、申立人は、過年度納付の納付書について記憶していない上、一括して納付した記憶も無い。

申立期間②については、申立人は、郵便局で何回かに分けて 6 か月分の国

民年金保険料を納付していたと述べているのみで、納付した期間を特定できない上、当時、郵便局では、過年度納付の国民年金保険料しか納付できないところ、申立人が記憶している納付書の形状は、過年度納付の納付書とは異なっている。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から同年10月まで
申立期間の国民年金保険料は、役所から送付された納付書を使い、私がA銀行で納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間直後の平成12年11月から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した前月の14年2月までの期間の国民年金保険料は、時効直前の同年12月に過年度納付されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、当該過年度納付についても記憶しておらず、申立期間当時の納付状況についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から50年4月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が納付していた。納付場所などは記憶していないが、申立期間当時、「国民年金に加入しているから大丈夫。」と姉に話したことを記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和50年5月頃に払い出されているところ、B市が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人は、いずれも同年5月26日に任意加入したことが記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金手帳記号番号とは別に、C市（現在は、D市）において、昭和45年1月9日に国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていることが確認できるが、申立人は、その加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続について、父が、「20 歳になるから国民年金の加入手続を行う。」と言っていたので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金被保険者台帳管理簿において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年頃から 35 年頃まで

私がA社に勤務していた申立期間について、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 51 年 5 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、前述の複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、申立人及び同僚が申立期間におけるA社の従業員として記憶している者のうち二人については、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1007（事案 59、事案 760 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月頃から 43 年 12 月頃まで

私は、申立期間にはA県B市又は同県C市にあったD社又はE社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B市には、申立人が勤務していたと述べている「F社」又は「G社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は無いこと、ii) 申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと記憶している二人の同僚についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているが、申立人は、事業所名を「H社」と変更して再申立てを行っているところ、同社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できないことから、再度、当委員会の決定に基づき 22 年 4 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、勤務していたとする事業所名を「D社」又は「E社」と変更しているところ、両社については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立人がD社又はE社において事務を行っていたと述べている同僚は、申立期間において、国民年金に加入している上、当該同僚は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実

態について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 27 日から同年 6 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 53 年 5 月 27 日となっているが、私は同年 5 月 31 日に同社を退職した。「社会保険資格喪失証明書（退職証明書）」等でも、退職日は同年 5 月 31 日となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「社会保険資格喪失証明書（退職証明書）」及び「退職承諾書」には、A社における申立人の退職年月日は昭和 53 年 5 月 31 日、社会保険資格喪失年月日は同年 6 月 1 日と記載されており、「昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票」の「中途就・退職」欄には、「退職 53 年 5 月 31 日」と記載されている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 53 年 5 月 26 日にA社を離職したことが確認できる上、B企業年金基金及び同健康保険組合では、申立人の資格喪失日は同年 5 月 27 日としており、これらの日付は、同社から提出された「社会保険連名式記録簿」に記載された申立人の退社年月日及び申立人から提出された厚生年金基金加入員証に記載された加入員資格喪失年月日とも一致している。

また、申立人から提出された前述の「昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄に記載された金額（4万 190 円）は、昭和 52 年 12 月から 53 年 4 月までの期間に係る健康保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金及び雇用保険料の合計額と一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月10日から同年9月9日まで
私の船員手帳には、申立期間にA丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によれば、申立人は、A丸の無線電話通信士として、昭和28年8月10日に雇い入れられ、同年9月9日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、事業主の家族に照会しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

また、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、同僚の一人は、「当該船舶は小型船のため、数日しか乗船しなかった者も多かった。このような短期間勤務の者を含め、船員手帳に記録がある者全員を船員保険に加入させていたか不明である。」と述べている。

加えて、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 18 日から 43 年 4 月頃まで

私は、昭和 39 年 4 月に A 社（現在は、B 社）本社に入社し、40 年 8 月 18 日に同社 C 工場（現在は、A 社 D 事業所）に異動し、その後も継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、A 社 C 工場に異動した日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 8 月 18 日に A 社本社から同社 C 工場に同期の同僚と一緒に異動し、その後も継続して勤務していたと述べているところ、同期の複数の同僚は、「申立人と一緒に A 社 C 工場に異動したのは、同社同工場が稼働を開始した昭和 39 年の夏であった。」と述べている上、当該同僚が記憶している同社同工場の稼働時期は、同社が保管する社史に記載されている稼働時期と一致している。

また、オンライン記録によれば、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 39 年 4 月 13 日から 40 年 8 月 18 日までの 1 年 4 か月間であることが確認できるところ、申立人と同社の寮で同部屋であったとする同僚は、「申立人の勤務期間は、丸 2 年に及ぶものではなかった。」と述べている上、申立人は、「E 課に配属された同期入社の方は、自分が離職する頃も、全員が同課に配属されたままだった。」と述べているところ、同期の複数の同僚は、「同期入社の方は、2 年間、同じ E 課に在籍しており、入社 3 年目からそれぞれ別の課に配置換えになった。」と述べている。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 社におけ

る離職日は、昭和 40 年 8 月 17 日であることが確認でき、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者記録と合致している。

加えて、B 社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 24 日から 38 年 8 月 1 日までの期間に、A 社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったが、この期間について脱退手当金が支給されていることとなっている。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 38 年 8 月 1 日から 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 36 人の脱退手当金の支給状況を確認した結果、19 人に支給記録があり、そのうち 18 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚が、「退職時に脱退手当金の説明を受けた。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載され、昭和 38 年 9 月 4 日に申立事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手

当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年1月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。